

○ 総務省告示第 号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第六条第四項第二号の規定に基づき、平成元年郵政省告示第四十二号（特定小電力無線局の用途、電波の型式及び周波数並びに空中線電力を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 金子 恭之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後		
一 テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用 〔1・2 略〕		
3 九一五・九MHz以上九二八・一MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備		
周波数	空中線電力	備考
中心周波数が九一五・九MHzから一〇〇MHzのn倍を加えた周波数以上九二八・一MHzから一〇〇MHzのn倍を減じた周波数以下の周波数であつて、九一五・九MHzに一〇〇MHzのn倍を加えた周波数に二〇〇MHzの整数倍を加えたもの（キャリアセンスを行わないものに限る。）（注一）	一ミリワット以下。ただし無線設備が一の筐体に収められており、かつ、容易に開けられない構造であつて、等価等方輻射電力が三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下この号及び次号において同じ。）以下となるものにあつては、〇・二五ワット以下であること。	単向通信方式、単信方式、複信方式、半複信方式又は同報通信方式
中心周波数が九二〇・五MHzから一〇〇MHzのn倍を加えた周波数以上九二八・一MHzから一〇〇MHzのn倍を減じた周波数以下の周波数であつて、九二〇・五MHzに一〇〇MHzのn倍を加えた周波数に二〇〇MHzの整数倍を加えたもの（キャリアセンスを行わないものにあつては、無線設備規則第四十九条の十四第七号にただし書に掲げる条件に適合するものに限る。）	〇・〇二ワット以下。ただし、無線設備が一の筐体に収められており、かつ、容易に開けられない構造であつて、等価等方輻射電力が一六デシベル以下となるものにあつては、〇・二五ワット以下であること。	

改正前		
一 テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用 〔1・2 同上〕		
3 九一五・九MHz以上九二八・一MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備		
(一) 一の単位チャネル（中心周波数が九一六MHz以上九二八MHz以下の周波数のうち九一六MHzに二〇〇MHzの整数倍を加えたものであつて、帯域幅が二〇〇MHzのチャネルをいう。以下この号において同じ。）を使用するもの		
周波数	空中線電力	備考
中心周波数が九一六MHz以上九二八MHz以下の周波数であつて、九一六MHzに二〇〇MHzの整数倍を加えたもの（キャリアセンスを行わないものに限る。）	一ミリワット以下。ただし、無線設備が一の筐体に収められており、かつ、容易に開けられない構造であつて、等価等方輻射電力が三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下この号及び次号において同じ。）以下となるものにあつては、〇・二五ワット以下であること。	単向通信方式、単信方式、複信方式、半複信方式又は同報通信方式
中心周波数が九二〇・六MHz以上九二八MHz以下の周波数であつて、九二〇・六MHzに二〇〇MHzの整数倍を加えたもの（キャリアセンスを行わないものにあつては、無線設備規則第四十九条の十四第七号にただし書に掲げる条件に適合するものに限る。）	〇・〇二ワット以下。ただし、無線設備が一の筐体に収められており、かつ、容易に開けられない構造であつて、等価等方輻射電力が一六デシベル以下となるものにあつては、〇・二五ワット以下であること。	

するものに限る。)(注二)

注

一 ロは、一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネル(中心周波数が九一五・八㎒以上九二八㎒以下の周波数のうち九一五・八㎒に二〇〇㎒の整数倍を加えたものであつて、帯域幅が二〇〇㎒のチャネルをいう。)の数であり、一以上五以下の整数とする。

二 ロは、一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネル(中心周波数が九二〇・六㎒以上九二八㎒以下の周波数のうち九二〇・六㎒に二〇〇㎒の整数倍を加えたものであつて、帯域幅が二〇〇㎒のチャネルをいう。)の数であり、一以上二〇以下の整数とする。

(二) 連続する二の単位チャネルを同時に使用するもの

周波数	空中線電力	備考
中心周波数が九一六・一㎒以上九二七・九㎒以下の周波数であつて、九一六・一㎒に二〇〇㎒の整数倍を加えたもの(キャリアセンスを行わないものに限る。)	一ミリワット以下。ただし、無線設備が一の筐体に収められており、かつ、容易に開けられない構造であつて、等価等方輻射電力が三デシベル以下となるものにあつては、〇・二五ワット以下であること。	単向通信方式、単信方式、複信方式、半複信方式又は同報通信方式
中心周波数が九二〇・七㎒以上九二七・九㎒以下の周波数であつて、九二〇・七㎒に二〇〇㎒の整数倍を加えたもの(キャリアセンスを行うものに限る。)	〇・二ワット以下。ただし、無線設備が一の筐体に収められており、かつ、容易に開けられない構造であつて、等価等方輻射電力が一六デシベル以下となるものにあつては、〇・二五ワット以下であること。	

(三) 連続する三の単位チャネルを同時に使用するもの

周波数	空中線電力	備考
中心周波数が九一六・二㎒以上九二七・八㎒以下の周波数であつて、九一六・二㎒に二〇〇㎒の整数倍を加えたもの(キャリアセンスを行わないものに限る。)	一ミリワット以下。ただし、無線設備が一の筐体に収められており、かつ、容易に開けられない構造であつて、等価等方輻射電力が三デシベル以下となるものにあつては、〇・二五ワット以下であること。	単向通信方式、単信方式、複信方式、半複信方式又は同報通信方式
中心周波数が九二〇・八㎒以上九二七・八㎒以下	〇・二ワット以下。ただし、無線設備が一の筐体に	

の周波数であつて、九二〇・八 ㎒ に二〇〇 ㎒ の整数倍を加えたもの（キャリアセンスを行うものに限る。）	取められており、かつ、容易に開けられない構造であつて、等価等方輻射電力が一六デシベル以下となるものにあつては、〇・二五ワット以下であること。
--	--

(四) 連続する四の単位チャネルを同時に使用するもの

周波数	空中線電力	備考
中心周波数が九一六・三 ㎒ 以上九二七・七 ㎒ 以下の周波数であつて、九一六・三 ㎒ に二〇〇 ㎒ の整数倍を加えたもの（キャリアセンスを行わないものに限る。）	一ミリワット以下。ただし、無線設備が一の筐体に取められており、かつ、容易に開けられない構造であつて、等価等方輻射電力が三デシベル以下となるものにあつては、〇・二五ワット以下であること。	単向通信方式、単信方式、複信方式、半複信方式又は同報通信方式
中心周波数が九二〇・九 ㎒ 以上九二七・七 ㎒ 以下の周波数であつて、九二〇・九 ㎒ に二〇〇 ㎒ の整数倍を加えたもの（キャリアセンスを行うものに限る。）	〇・〇二ワット以下。ただし、無線設備が一の筐体に取められており、かつ、容易に開けられない構造であつて、等価等方輻射電力が一六デシベル以下となるものにあつては、〇・二五ワット以下であること。	

(五) 連続する五の単位チャネルを同時に使用するもの

周波数	空中線電力	備考
中心周波数が九一六・四 ㎒ 以上九二七・六 ㎒ 以下の周波数であつて、九一六・四 ㎒ に二〇〇 ㎒ の整数	一ミリワット以下。ただし、無線設備が一の筐体に取められており、かつ、容易に開けられない構造であつ	単向通信方式、単信方式、複信方式、半複信方式又は同報通信方式

4 九二八・一MHzを超え九二九・七MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備

周波数	空中線電力	備考
中心周波数が九二八・一MHzに五〇MHzのn倍を加えた周波数以上九二九・七MHzから五〇MHzのn倍を減じた周波数以下の周波数であつて、九二八・一MHzに五〇MHzのn倍を加えた周波数に二〇〇MHzの整数倍を加えたもの(注)	一ミリワット以下。ただし無線設備が一の筐体に取り付けられており、かつ、容易に開けられない構造であつて、等価等方輻射電力が三デシベル以下となるものにあつては、〇・二五ワット以下であること。	単向通信方式、単信方式、複信方式、半複信方式又は同報通信方式

注 nは、一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネル(中心周波数が九二八・一五MHz以上九二九・六五MHz以下の周波数のうち九二八・一五MHzに二〇〇MHzの整数倍を加えたものであつて、帯域幅が二〇〇MHzのチャネルをいう。)の数であり、一以上五以下の整数とする。

倍を加えたもの(キャリアセンスを行わないものに限る。)	て、等価等方輻射電力が三デシベル以下となるものにあつては、〇・二五ワット以下であること。
中心周波数が九二二MHz以上九二七・六MHz以下の周波数であつて、九二二MHzに二〇〇MHzの整数倍を加えたもの(キャリアセンスを行うものに限る。)	〇・〇二ワット以下。ただし、無線設備が一の筐体に取り付けられており、かつ、容易に開けられない構造であつて、等価等方輻射電力が一六デシベル以下となるものにあつては、〇・二五ワット以下であること。

4 九二八・一MHzを超え九二九・七MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備

- (一) 一の単位チャネル(中心周波数が九二八・一五MHz以上九二九・六五MHz以下の周波数のうち九二八・一五MHzに二〇〇MHzの整数倍を加えたものであつて、帯域幅が二〇〇MHzのチャネルをいう。以下この号において同じ。)を使用するもの

周波数	空中線電力	備考
中心周波数が九二八・一五MHz以上九二九・六五MHz以下の周波数であつて、九二八・一五MHzに二〇〇MHzの整数倍を加えたもの	一ミリワット以下。ただし無線設備が一の筐体に取り付けられており、かつ、容易に開けられない構造であつて、等価等方輻射電力が三デシベル以下となるものにあつては、〇・二五ワット以下であること。	単向通信方式、単信方式、複信方式、半複信方式又は同報通信方式

- (二) 連続する二の単位チャネルを同時に使用するもの

周波数	空中線電力	備考
中心周波数が九二八・二MHz以上九二九・六MHz以下の周波数であつて、九二八	一ミリワット以下。ただし無線設備が一の筐体に取り付けられており、かつ、容易	単向通信方式、単信方式、複信方式、半複信方式又は同報通信方式

・二MHzに100kHzの整数倍を加えたもの	に開けられない構造であつて、等価等方輻射電力が三デシベル以下となるものにあつては、0.25ワット以下であること。	
------------------------	--	--

(三) 連続する三の単位チャネルを同時に使用するもの

周波数	空中線電力	備考
中心周波数が928.25MHz以上929.55MHz以下の周波数であつて、928.25MHzに100kHzの整数倍を加えたもの	1ミリワット以下。ただし、無線設備が一の筐体に収められており、かつ、容易に開けられない構造であつて、等価等方輻射電力が三デシベル以下となるものにあつては、0.25ワット以下であること。	単向通信方式、単信方式、複信方式、半複信方式又は同報通信方式

(四) 連続する四の単位チャネルを同時に使用するもの

周波数	空中線電力	備考
中心周波数が928.3MHz以上929.5MHz以下の周波数であつて、928.3MHzに100kHzの整数倍を加えたもの	1ミリワット以下。ただし、無線設備が一の筐体に収められており、かつ、容易に開けられない構造であつて、等価等方輻射電力が三デシベル以下となるものにあつては、0.25ワット以下であること。	単向通信方式、単信方式、複信方式、半複信方式又は同報通信方式

(五) 連続する五の単位チャネルを同時に使用するもの

周波数	空中線電力	備考
中心周波数が928.35MHz以上929.45MHz以下の周波数であつて、92	1ミリワット以下。ただし、無線設備が一の筐体に収められており、かつ、容易	単向通信方式、単信方式、複信方式、半複信方式又は同報通信方式

〔5 略〕

〔二く十一 略〕

十一 移動体検知センサー用

周波数	空中線電力	備考
〔略〕	〔略〕	〔略〕
五七㎐を超え六四㎐以下	〔略〕	〔略〕
	二デシベル（二ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。）	設備規則第四十九条の第十四号に規定するものうち、変調方式がパルス振幅変調であるものに限る。
〔略〕	以下。ただし、空中線電力の平均値は一ミリワット以下で、かつ、等価等方輻射電力の平均値は五デシベル以下であること。	
〔略〕	〔略〕	〔略〕

〔十三 略〕

備考 表中の「」及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線の記載は注記である。

八・三五㎐に一〇〇㎐の整数倍を加えたもの	に開けられない構造であつて、等価等方輻射電力が三デシベル以下となるものにあつては、〇・二五ワット以下であること。
----------------------	--

〔5 同上〕

〔二く十一 同上〕

十一 移動体検知センサー用

周波数	空中線電力	備考
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
五七㎐を超え六四㎐以下	〔同上〕	〔同上〕
	二デシベル（二ミリワットを〇デシベルとする。）	同上
	以下。ただし、平均電力は一ミリワット以下であること。	
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕

〔十三 同上〕